公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４６２号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目432番地の７
債務者　阿部　　大
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６３号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目432番地の７
債務者　阿部　幸子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１５号
東京都町田市金井７丁目１番３号ララシャンス306
債務者　長谷川　学
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１３号
栃木県宇都宮市清原台５丁目33番30号ニューウィングサト一202、前住所栃木県小山市大字雨ケ谷新田74番地58　シャン・ド・フルールⅣ202
債務者　八木沢達矢
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６４号
静岡県牧之原市大江1759番地１
債務者　久保　寛幸
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０９７号
東京都墨田区太平４丁目２－１－504
債務者　伊東　サイ
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１０２号
東京都大田区西糀谷３丁目８－３－308
債務者　齋藤　正人
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１０３号
東京都立川市富士見町２丁目15－３－301
債務者　矢田谷和也
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１１６号
神奈川県川崎市川崎区大島５丁目22－７　柳川荘
債務者　熊田　シガ
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１１７号
東京都葛飾区亀有５丁目52－９－102
債務者　内山　明仁
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１２４号
東京都中央区日本橋本町４丁目10－５－508
債務者　青木　睦実
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１２９号
神奈川県小田原市扇町２丁目14－６
債務者　美濃嶋祐一
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１３０号
埼玉県さいたま市桜区栄和６丁目９－20－203
債務者　伊藤　広治
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１３２号
東京都板橋区三園２丁目13－16　プラザ・ドゥ・エデンＡ102
債務者　小林　俊樹
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部